

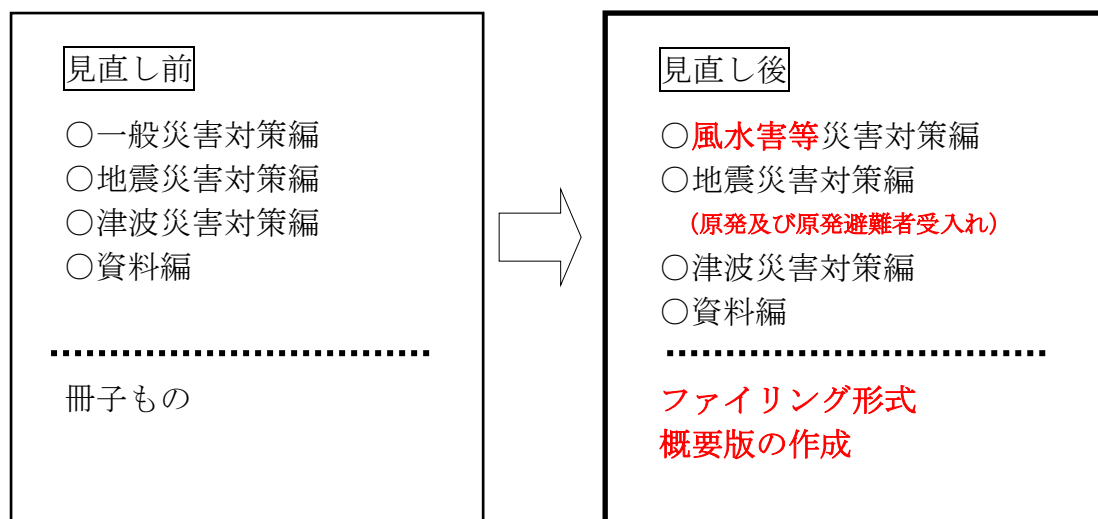
## (2) 岩沼市地域防災計画（素案）について

### ①岩沼市地域防災計画（素案）の概要について

- 災害対策基本法、防災基本計画、宮城県地域防災計画の修正内容を反映
  - ・適切な避難行動を促す情報伝達
  - ・水害等リスク情報の周知
  - ・被災者の生活環境の改善
  - ・地域防災力の向上 など
  
- 経年対応による改定
  - ・市の組織変更等に伴うもの
  - ・気象庁による気象警報・注意報等基準の変更
  - ・資料編の各種データの更新及び整理
  - ・記述の適正化 など

#### ポイント

1. 見直し前の計画では、「一般災害対策編」としていますが、宮城県地域防災計画の見直しによる風水害等災害対策編との整合と、本市の過去の災害履歴等も踏まえ、「風水害等災害対策編」を柱としてまとめています。
2. 各編における共通項目については、特有の施策内容部分のみを記述し、各節で重なる内容については、「～に準ずる」として省略しています。
3. 地震災害対策編に、「原子力災害対策」を新設し、原子力緊急事態への適切な対応、原発避難者の受入れ等について掲載しています。
4. 計画管理の観点から、加除等にも対応できるファイリング形式への変更
5. 地域防災計画をわかりやすくまとめた概要版の作成と配布



○一般災害対策編

○地震災害対策編

○津波災害対策編

○資料編

.....

冊子もの

○**風水害等**災害対策編

○地震災害対策編

(原発及び原発避難者受入れ)

○津波災害対策編

○資料編

.....

ファイリング形式  
概要版の作成

## ②第1回岩沼市防災会議で出された意見等について

ご意見等		岩沼市地域防災計画（素案）における反映
<b>丸谷委員（東北大学災害科学国際研究所教授）</b>		
①	地域防災計画が形だけのものにならないよう、工夫していただきたい。具体的には、関係自治体との連携等による総力をあげた対応ができるような計画にしていきたい。	風水害等災害対策編（各編共通） 第2章 災害予防対策 第13節 相互応援体制の整備
		市は、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、新たに関東の自治体や民間企業、関係団体との災害時の応援協定の締結を推進している。総合防災訓練や地域防災訓練等を通して、協定締結団体等と実効性の確認も踏まえ、災害への備えを進めていくことについて、素案に反映。
②	避難の関係について、実際に避難していただくためにはかなりの工夫が必要かと思う。	風水害等災害対策編（各編共通） 第2章 災害予防対策 第16節 避難対策
		市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期すため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の確保に努める。避難場所の確保、避難誘導體制の整備、避難行動要支援者の支援方策、避難に関する広報などに努めることについて、素案に反映。
③	要配慮者及び避難行動要支援者が避難支援を受ける場合は、助けてもらうために自らの努力も必要ではないかと思う。	風水害等災害対策編（各編共通） 第2章 災害予防対策 第19節 要配慮者・避難行動要支援者・外国人対策
		市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府策定）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定）等を参考に、市地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定することについて、素案に反映。
<b>大村委員（岩沼市消防団長）</b>		
④	避難行動要支援者の避難行動を迅速に行うため、対象者の情報の共有化が必要だと思う。	風水害等災害対策編（各編共通） 第2章 災害予防対策 第19節 要配慮者・避難行動要支援者・外国人対策
		市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府策定）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定）等を参考に、市地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定することについて、素案に反映。

ご意見等		岩沼市地域防災計画（素案）における反映
⑤	警戒・避難情報を少しでも早く伝達していただき、早期の避難開始に役立てる仕組みが必要と思う。	風水害等災害対策編（各編共通） 第2章 災害予防災害対策 第10節 情報通信網の整備
		市は、防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報体制を確保するため、通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互の接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、複数手段による情報発信に努める。特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努めることについて、素案に反映。
⑥	防災行政無線は、気象条件等により聞き取りにくくなるので、実際に避難指示等が発令された場合は、赤色のサイレン灯を回すとか、耳の不自由な方は目視できる方法が良いのではないか。	風水害等災害対策編（各編共通） 第2章 災害予防対策 第10節 情報通信網の整備
		市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート(災害情報共有システム)を介して、NHKや民間放送、ラジオ(エフエムいわぬま含む。)などのメディアに情報配信を行うとともに、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディアなどあらゆる媒体の活用による多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。また、防災行政無線に加え、自動起動・緊急告知機能を備えた防災ラジオの啓発等、屋外スピーカーを補完する情報伝達手段の確保に努めることについて、素案に反映。
<b>森委員（岩沼市民生委員児童委員協議会副会長）</b>		
⑦	屋外スピーカーでは、大雨の場合、内容が聞きにくいという意見がある。必要なときはサイレンだけで呼びかける形にしたほうが良いのではないかと。	風水害等災害対策編（各編共通） 第2章 災害予防災害対策 第10節 情報通信網の整備
		市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート(災害情報共有システム)を介して、NHKや民間放送、ラジオ(エフエムいわぬま含む。)などのメディアに情報配信を行うとともに、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディアなどあらゆる媒体の活用による多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。また、防災行政無線に加え、自動起動・緊急告知機能を備えた防災ラジオの啓発等、屋外スピーカーを補完する情報伝達手段の確保に努めることについて、素案に反映。

ご意見等	岩沼市地域防災計画（素案）における反映	
<b>三浦委員（岩沼市社会福祉協議会会長）</b>		
⑧	要配慮者及び避難行動要支援者を迅速に避難させるための対策を検討する必要があると思う。	<p>風水害等災害対策編（各編共通） 第2章 災害予防対策 第16節 避難対策</p> <p>市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町内会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制及び避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図ることについて、素案に反映。</p>
<b>郷内委員（岩沼市婦人防火クラブ連絡協議会会長）</b>		
⑨	防災行政無線は重要な広報手段ですので、これからも整備・普及していただきたい。	<p>風水害等災害対策編（各編共通） 第2章 災害予防対策 第10節 情報通信網の整備</p> <p>市は、災害時における市民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、計画的に防災行政無線の整備を進めており、引き続き確実な情報伝達体制の確保に努めることについて、素案に反映。</p>
⑩	ハザードマップは危ない箇所の意識・啓蒙に重要なので、これからも作成・配布していただきたい。	<p>風水害等災害対策編（各編共通） 第2章 災害予防対策 第5節 防災知識の普及</p> <p>市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向、危険箇所、避難場所についてハザードマップ等を活用して、市民に分かりやすく周知するよう努めることについて、素案に反映。</p>

### ③岩沼市地域防災計画（素案）の改定内容について

#### 【風水害等災害対策編】

地域防災計画(素案)の改定内容				
国	県	市	第1章 総則	
○	○	×	第1節 計画の目的と 構成	<p>○基本方針の明記（新設）</p> <p>基本方針として以下12項目を明記する。</p> <p>1. 「減災」に向けた対策の推進、2. 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するための体制整備、3. 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化、4. 被災者等への適時・的確な情報伝達、5. 自助・共助による取組の強化、6. 二次災害の防止、7. 迅速かつ適切な災害廃棄物処理、8. 要配慮者への対応、9. 携帯電話・インターネット等の耐災化、補完的機能の充実、10. 複合災害の考慮、11. 多様な主体の参画による防災体制の確立、12. 迅速かつ円滑な復旧・復興</p>
国	県	市	第2章 災害予防対策	
○	○	×	第1節 風水害等災害に 強いまちづくり	<p>○地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示（新設）</p> <p>市は、土砂災害の警戒避難体制に関して、地域防災計画において避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項を定めておく。</p>
○	○	△		<p>○土砂災害の危険性のある区域の明示（追加修正）</p> <p>市は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、<b>土砂災害ハザードマップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布、説明会の開催等により、継続的に周辺住民等に対し周知徹底を図る。</b></p>
○	○	×		<p>○農業用ため池のハザードマップ作成（新設）</p> <p>市は、農業用ため池について、県及び施設管理者と調整の上、<b>防災重点ため池のハザードマップを作成し、市民等への適切な情報提供を図るよう努める。</b></p>
○	○	△	第4節 ライフライン施設等の予防対策	<p>○水防法等の一部改正の反映（追加修正）</p> <p>市は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対策マニュアルの策定、下水道の機能を維持するための必要な資機材の整備、災害対策資機材の確保及び応援体制の整備、他の関係機関との連絡協力体制の整備に努める。</p>
○	○	×	第7節 地域における防 災体制	<p>○地区防災計画（新設）</p> <p>市は、自発的な防災活動を促進するため、地域防災計画に地区防災計画について定め、市内の一定の地区内の市民、及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、防災会議において当該地区防災計画の内容について定めなければならない。</p>

地域防災計画(素案)の改定内容				
○	○	△		<p><b>○地域防災力の向上（追加修正）</b> 市は、大規模災害が発生した場合の被害拡大を防ぐため、自主防災組織や防災士等との連携を通じ、地域における防災体制の充実を図る。</p>
○	○	×	第9節 企業等の防災対策の推進	<p><b>○避難確保計画の作成（新設）</b> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法の改正に基づき、避難確保計画の作成・避難訓練が義務化されたことに伴い、自然災害からの避難を含む非常災害に関する避難確保計画を作成する。市は、洪水予報等の伝達手段の充実強化及び要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</p>
○	○	△	第11節	<p><b>○業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化（追加修正）</b> 市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、策定した業務継続計画(BCP)に基づき、業務継続性の確保を図る。市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</p>
○	○	△	職員の配備体制	<p><b>○災害時の優先業務の絞り込み、全庁を挙げた体制の構築（追加修正）</b> 市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市は、その機能のすべてを挙げて迅速に災害応急対策を推進する。また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、市は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。</p>
○	○	×	第12節 防災拠点等の整備・充実	<p><b>○県の防災施策の反映（新設）</b> 市は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進める。</p> <p><b>○防災拠点機能の確保・充実（新設）</b> 市は、東部地区からの避難者を収容するための防災広場について、東日本大震災の対応を踏まえ、検討を進める。</p>
○	○	×	第16節 避難対策	<p><b>○指定緊急避難場所の指定（新設）</b> 市は、災害から市民等が一時避難するための場所について、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、災害種別に応じてあらかじめ定め、各種対策を推進する。</p>

地域防災計画(素案)の改定内容				
○	○	△	第17節 避難受入れ対策	○指定避難所の指定（追加修正） 市は、風水害や土砂災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した市民等を受入れるための指定避難所として、避難受入れ施設をあらかじめ指定・確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を市民に周知する。この場合、 <b>避難受入れ施設は原則として耐震性を有した公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。</b>
○	○	×		○避難所における愛玩動物の対策（新設） 市は、愛護動物の対策として、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。
○	○	×	第19節 要配慮者・避難行動要支援者・外国人対策	○避難行動要支援者名簿の作成（新設） 市は、 <b>防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</b>
国	県	市	第3章 災害応急対策	
○	○	△	第1節 防災活動体制	○災害時の優先業務の絞り込み、全庁を挙げた体制の構築（追加修正） 市は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災関係機関及び市民の協力のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
○	○	×	第6節 警戒活動	○土砂災害警戒情報の活用（新設） 市は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合、若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び市民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、 <b>土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、市民に対し、自主避難も含めた情報伝達等の必要な措置を講じる。</b>
○	○	×	第12節 交通・輸送活動	○緊急通行車両の通行ルート確保のための放置車両対策（新設） 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は自ら車両の移動等を行う。土木班は、市が管理する道路の障害物について、市内の関係業者等に委託し、除去する。

地域防災計画(素案)の改定内容				
○	○	×	第14節 避難活動	<p>○避難情報等の活用（新設）</p> <p>・市は、避難勧告及び避難指示(緊急)のほか、市民に対して避難の準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。</p> <p>・市は、土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備・高齢者等避難開始を積極的に活用することとし、避難準備・高齢者等避難開始を発令した段階から避難を開始することについて、土砂災害警戒区域・危険箇所等の市民に周知する。</p>
○	○	×		<p>○避難場所・避難行動（新設）</p> <p>市は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>
○	○	×		<p>○適時適切な避難行動等（新設）</p> <p>避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。</p> <p>1. 指定緊急避難場所への立退き避難、2. 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難、3. 「屋内安全確保」(その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動)</p>
○	○	×		<p>○避難所における生活環境の整備等（新設）</p> <p>市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、市は、それぞれの避難所に受け入れている避難者に係る情報の早期把握、及び避難所で生活せず食事のみ受取に來ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。</p>
○	○	×	第22節 災害廃棄物処理活動	<p>○廃棄物処理法・災害対策基本法の一部改正の反映（新設）</p> <p>大規模災害の発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、市は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。</p>
国	県	市	第4章 災害復旧・復興対策	
○	○	△	第2節 生活再建支援	<p>○罹災証明書の交付（追加修正）</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。</p>



地域防災計画(素案)の改定内容				
○	○	×	第2節 生活再建支援	○被災者台帳の作成(新設) 市は、被災者支援の総合的かつ効率的な実施のため、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、活用する。

各編に共通する項目以外の改定内容

【地震災害対策編のみ】

地域防災計画(素案)の改定内容				
国	県	市	第5章 原子力災害対策	
○	○	×		○原子力災害対策(新設) 1. 基本方針、2. 情報の収集・伝達、3. 防災業務関係者の安全確保、4. 屋内退避、避難収容者等の防護活動、5. 飲料水・飲食物の摂取制限等、第6. 広報活動、第7. 放射性物質の除去、8. 心身の健康相談体制 について明記

【津波災害対策編のみ】

岩沼市地域防災計画(素案)の改定内容				
国	県	市	第2章 災害予防対策	
○	○	△	第9節 防災知識の普及	○地域の住民等に配慮したハザードマップの作成(追加修正) 市は、県が実施し市に公表する津波浸水想定に基づき、津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対し周知を図る。なお、津波ハザードマップを作成するにあたっては、「水害ハザードマップ作成の手引き」(平成28年4月国土交通省)を参考にする。
○	○	×	第21節 避難対策	○津波避難ビルの指定及び指定要件等の改正(新設) 市は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、津波避難ビル等をあらかじめ定めておく。 避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。 (1) 津波に対して安全な構造であること。 (2) 基準水位(津波シミュレーションで予測される浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水位、以下同じ。)に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物であること。かつ、同スペースまで避難上有効な階段その他の経路が確保されていること。 (3) 耐震性を有していること(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定する)。 (4) 進入口への円滑な誘導が可能であること。

岩沼市地域防災計画(素案)の改定内容				
国	県	市	第3章 災害応急対策	
○	○	×	第12節 避難活動	<p><b>○避難指示の発令（新設）</b></p> <p>市長は、津波に起因して市民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して、速やかに避難指示（緊急）等の発令を行う。</p>